

沼 個 審 第 9 号  
令和 6 年 9 月 6 日

沼津市長 頼重 秀一 様

沼津市個人情報保護審査会  
会 長 根 本 猛

令和 6 年 1 月 31 日付け沼建住第 227 号の 8 による下記の諮問について、以下のとおり答申する。

記

「公共事業に係る不動産売買契約等に係る文書の部分開示及び不開示決定に対する審査請求」  
(令和 5 年度諮問第 1 号)

## 1 審査会の結論

別記1に掲げる保有個人情報開示請求に対し、沼津市長（以下「処分庁」という。）が行った保有個人情報部分開示決定及び保有個人情報不開示決定は妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、別記1の保有個人情報開示請求（請求1から請求4までを併せて、以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 処分庁は、本件開示請求に対し、法第82条第1項及び第2項の規定に基づき、請求1に対する保有個人情報部分開示決定【令和5年9月19日付け沼建道第A号】（以下「処分1」という。）、請求2に対する保有個人情報不開示決定【令和5年10月6日付け沼建道第B号】（以下「処分2」という。）、請求3に対する保有個人情報不開示決定【令和5年10月10日付け沼建道第C号】（以下「処分3」という。）及び請求4に対する保有個人情報部分開示決定【令和5年10月12日付け沼建道第D号】（以下「処分4」という。処分1から処分4までを併せて、以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和5年11月13日、審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、本件処分を取り消し、本件開示請求に係る保有個人情報の全部の開示を求めるというものであり、審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

### (1) 本件処分に対する主張

- ・今までの経過を見ると、審査請求人が開示請求した保有個人情報について、開示された情報以外にも沼津市が情報を保有していることが明らかであるため、隠した情報全てを開示すべきである。
- ・開示されないのはどの文書で、保存規程のどの定めによって廃棄されたのか、存在しないのか、開示できないのか、開示請求者に回答しなければならないにもかかわらず、市職員からの説明がないため詳細が不明である。
- ・市の土地（財産）取得・払い下げに関する文書は、その会計処理を含め、一体で管理されるべきであり、その一部が廃棄されていることはあり得ないものであり、処分庁の探索は極めて不十分である。
- ・処分庁は「保管文書」の保管先は探索したが、総務課に引き継がれた後の「保存文書」の保存先は探索していない。

### (2) 制度に対する主張等

- ・関連する手続が複数年度に亘っている場合、保存期限が過ぎたからという理由で一部の文書を廃棄すると、手続の全体像を把握することが困難になるため、文書の廃棄は案件全体を一括して行うべきである。
- ・審査請求人が開示を求めている文書は、市の公共事業に伴う自己の土地・財産の処分・取得に関する情報であり、市にとっても「公有財産の取得、処分等を行うための決裁文書」に関する重要な公文書であり、永年保存されるべきものである。

- ・処分1及び処分4で開示された情報が、令和4年10月31日付け沼建道第E号自己情報部分開示決定で開示されなかったことは、沼津市情報公開条例に違反している。また、この部分開示決定において、どの文書を保有していないのか、保有していない理由、廃棄したとするなら廃棄簿を示すべきである。

#### 4 処分庁の主張要旨

処分庁が、弁明書及び口頭説明の聴取により述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求については、開示請求書に記載された内容で保有個人情報の特定ができたため、当該保有個人情報の探索を行った。具体的には、執務室や書庫において、事務が行われた際に文書を保存すべきファイル、キャビネット等を探索したほか、共有の電子ファイル、文書管理システム等の電磁的記録についても探索を行った。
- (2) 探索の結果による文書の存在確認と、開示可否の判断は以下のとおりであり、本件処分に違法又は不当な点はない。
  - ① 処分1  
探索の結果、保有個人情報部分開示決定通知書に記載した保有個人情報の存在を確認し、不開示情報を除く部分について開示決定を行った。
  - ② 処分2  
探索の結果、審査請求人の請求に適う保有個人情報の存在を確認できなかったため、不開示決定を行った。
  - ③ 処分3  
探索の結果、審査請求人の請求に適う保有個人情報の存在を確認できなかったため、不開示決定を行った。
  - ④ 処分4  
探索の結果、保有個人情報部分開示決定通知書に記載した保有個人情報の存在を確認し、不開示情報を除く部分について開示決定を行った。

#### 5 審査会の判断

- (1) 本件審査請求について  
本件開示請求は、保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、請求1及び請求4については不開示情報が含まれているとして部分開示決定を、請求2及び請求3については対象となる保有個人情報を保有していないとして不開示決定を行った。これに対し、審査請求人は本件処分の取消しと本件開示請求に係る保有個人情報の全部の開示を求め、本件審査請求を行った。
- (2) 本件処分の妥当性について  
ア 審査請求人は、開示された情報以外にも沼津市が情報を保有していることが明らかであるため、隠した情報全てを開示すべきである、また、本件開示請求に係る保有個人情報は、廃棄されていることはあり得ないものであり、処分庁の探索は不十分である等と主張する。一方、処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報の探索を適切に行った上、存在を確認することができた文書は不開示部分を除いて全て開示しており、本件処分に違法又は不当な点はないと主張している。

したがって、本件審査請求の争点は、本件開示請求に係る保有個人情報の存否である。  
イ この点、処分庁は、上記4(1)のとおり、執務室や書庫において、事務が行われた際に文書を保存すべきファイル、キャビネット等を探索したほか、共有の電子ファイル、文書管理システム等の電磁的記録についても探索を行った結果、処分1及び処分4については保有個人情報部分開示決定通知書に記載した保有個人情報の存在を確認し、不開示情報を除く部分について開示決定を行ったと主張している。

一方、処分2及び処分3については、それぞれ沼津市文書管理規程（昭和42年沼津市訓令甲第2号）の5年保存及び10年保存とするものに該当し、保存年限が満了しており、文書の探索を行ったものの、本件開示請求に係る保有個人情報の存在を確認できなかったため、不開示決定を行ったと主張している。

ウ そこで、本件開示請求に係る保有個人情報の存否確認のため、当審査会事務局職員をして処分庁の執務室（建設部道路建設課）及び書庫（沼津市庁舎内の第2書庫、第3書庫及び庁舎外にある片浜書庫（旧第1書庫））における探索を実施させた。

処分庁における文書、電子データの管理状況を確認したところ、紙媒体については路線ごと時系列にファイリングされ、執務室内においてはキャビネットに、書庫においては文書保存箱に格納されていた。なお、本件開示請求に係る開示済みの文書が保存されていた文書保存箱は、書庫から引き上げられ、執務室内に保管されていた。

電子データについては、共有サーバ内の当該所属所管共有フォルダ内に路線ごと分類されていた。

当審査会事務局職員による探索の結果、文書、電子データともに、本件開示請求に係る既の開示済みの保有個人情報以外の保有個人情報の存在は確認できなかった。

エ 加えて、文書管理システムの検索機能により探索を行ったが、本件開示請求に係る保有個人情報の存在は確認できなかった。なお、文書管理システムは、平成13年度に導入され、それ以前に作成された文書は登録されていないものであるが、念のため、検索を実施したものである。

オ 以上のように、当審査会において探索を実施した結果、本件開示請求に係る保有個人情報につき、既の開示済みの保有個人情報以外の保有個人情報の存在は確認できず、また、本件開示請求に係る保有個人情報の存在を確認できないという処分庁の説明に不自然・不合理な点があるとは認められない。

加えて、処分庁が既の開示済みの保有個人情報以外の本件開示請求に係る保有個人情報を保有していることを認めるに足りる具体的事情も存在しない。

したがって、処分庁が行った本件処分は妥当である。

### (3) その他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記2のとおりである。

別記1 開示請求の内容

	開示請求に係る保有個人情報の内容
請求1（令和5年9月8日付け保有個人情報開示請求）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件移転補償契約に関わる契約書（F円、G円）2通とその稟議に関わる稟議書等の資料一式</li> <li>・ 土地売買契約に関わる（H円、I円）の精算に関わる支払代金精算の内訳がわかる文書と稟議に関わる稟議書等の資料一式</li> </ul>
請求2（令和5年9月26日付け保有個人情報開示請求）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J事業の収用法に基づき、Kの沼津市が出した租税特別措置法第33条もしくは第33条の4の事業の対象土地の証明書 土地・物件 沼津税務署長宛のもの</li> </ul>
請求3（令和5年9月29日付け保有個人情報開示請求）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件移転補償契約に含まれない、Kの請求による事業損失として起業者が行わなければならない補償工事の設計書、完了工事の写真等、決裁文書等の資料一式</li> </ul>
請求4（令和5年10月6日付け保有個人情報開示請求）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J事業の土地収用事業計画にあたり沼津税務署と事前協議を行い承認された申請書及び計画書、図面など決裁を含む全文書一式</li> <li>・ 平成5年3月22日分筆前に行ったL地、M地の地積更正の際に隣地Kが境界立会いし認めた立会い印のある書面書類の一式</li> </ul>

別記2 審査会の処理経過

年月日	処理経過	審査会
令和6年1月31日	諮問書を受付	
令和6年4月24日	審議	令和6年度第1回
令和6年5月29日	審査請求人による意見陳述 審議	令和6年度第2回
令和6年6月27日	処分庁による口頭説明 審議	令和6年度第3回
令和6年8月8日	審議	令和6年度第4回
令和6年9月6日	答申の確定	令和6年度第5回

沼津市個人情報保護審査会の委員（氏名は五十音順）

氏名	職業等	調査審議した審査会
高原 博美	弁護士	第1回・第2回・第4回・第5回
根本 猛	元大学教授	第2回～第5回
廣瀬 文子	沼津市人権擁護委員	第1回～第5回
本多 孝士	弁護士	第1回～第5回
三輪 美明	司法書士	第1回～第5回